

陸上貨物運送事業における

快適職場づくり



CONTENTS

1. 快適職場が求められています 2
2. 快適職場とは 2
3. 快適職場指針のポイント 2
4. なぜ快適職場づくりが必要なのでしょう 3
5. 快適職場づくりの進め方 4
 1. 作業環境 4
 2. 作業方法 6
 3. 疲労回復支援施設 9
 4. 職場生活支援施設 11
6. 快適職場推進計画の認定制度とは 13
7. 快適職場推進計画の認定を受けるメリット 13
8. 快適職場推進計画の認定手続き 13



1. 快適職場づくりが求められています

労働力人口の高齢化や女性の職場進出が進んでいる状況のなかで、高齢者や女性にとっても働きやすい職場環境が求められています。また社会が豊かになるにつれて、疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を求める人が多くなっています。

2. 快適職場とは

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、労働大臣による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。この「快適職場づくり」とは、法令等の基準を超えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、その実現に向かって継続的に努力することです。

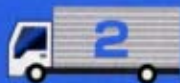
3. 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されています。



作業環境

作業環境を快適な状態に維持管理するための措置



作業方法

労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置



疲労回復支援施設

作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

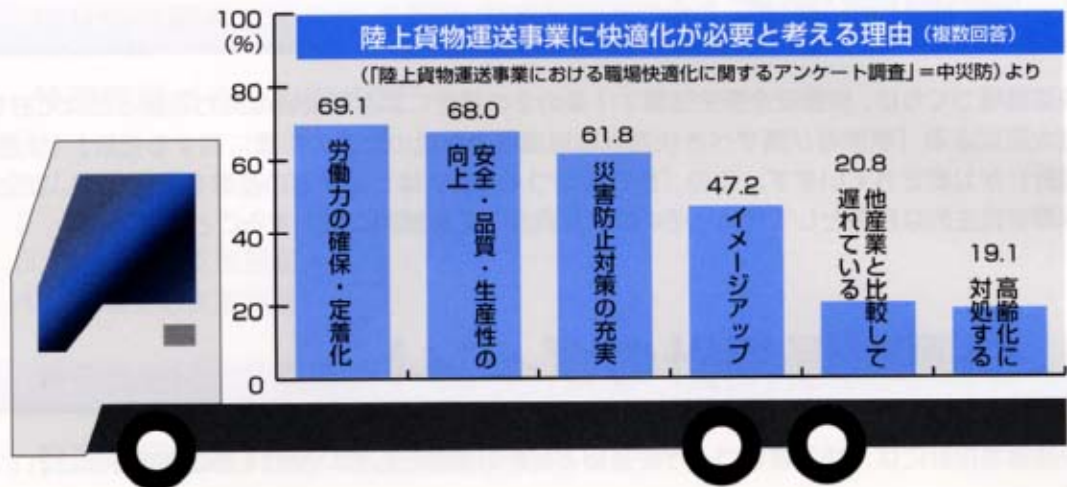


職場生活支援施設

その他の快適な職場環境を形成するための必要な措置

4.なぜ快適職場づくりが必要でしょうか

陸上貨物運送事業においては、大きな筋力を必要とする作業や不自然な姿勢での作業等、働く人々の心身に負担の大きい作業がいまなお多く存在していること、作業者の高齢化が徐々に進展していることなどから、『快適職場』の形成が強く求められています。このような陸上貨物運送事業における職場をめぐる状況を考え、事業者及び働く人々の立場からみると、職場の快適化の必要性として、次の点が挙げられます。



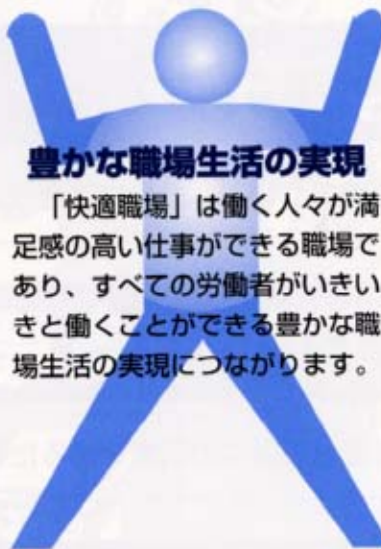
●快適化が必要と考えられる理由●

労働力の確保

今後の輸送需要の拡大に対応するため、陸上貨物運送事業労働力の一層の確保が求められています。労働力を将来にわたり安定的に確保していくには、就労条件を改善することが必要です。快適職場づくりはその第一歩です。

生産性の向上

陸上貨物運送事業は、荷主の高度なニーズに対して、高い機動性やサービスが求められています。このような事業環境の中で、作業現場や職場を快適化することは、労働者の精神的・肉体的な疲労蓄積に歯止めをかけるだけでなく、疲労軽減による生産性の向上にもつながります。



豊かな職場生活の実現

「快適職場」は働く人々が満足度の高い仕事ができる職場であり、すべての労働者がいきいきと働くことができる豊かな職場生活の実現につながります。

労働災害の防止

陸上貨物運送事業における労働災害発生率は増減を繰り返しています。疲労・ストレスを感じることの少ない快適職場を実現することは、労働者の健康の確保と労働災害の防止にも大切なことです。

高齢者・女性への配慮

陸上貨物運送事業の運転者は高齢化が進行しています。また最近では女性ドライバーも目立つようになりました。このため、高齢者や女性にも合った作業方法へ改善するなど働きやすい快適な職場づくりが求められています。

5. 快適職場づくりの進め方

陸上貨物運送事業では、作業の大半が車の運転であったり、道路事情や荷主の都合による影響が大きい等の特徴があります。これらの中には、事業者の自主的な努力だけでは改善が困難な問題も含まれていますが、一方、事業者の自主的な取り組みにより快適な職場づくりに有効な対策も多くあります。

このような対策及び具体的な改善事例として次のようなものがありますので、快適職場づくりの参考にして下さい。



作業環境

① 空気環境

対策の方向

- 駐車場等で粉じん等が発散する場合は、舗装、散水等を行うこと。
- 車両による排気ガスを作業者のいる方向へ排出しないこと。
- 運転室内の臭気・粉じんの発散を抑制すること。
- 事務所内等において効果的な喫煙対策を講じること。

改善事例

◆ 電動フォークリフトを採用した。



電動フォークリフト

- ◆ 作業床、駐車場を舗装し、散水をした。
- ◆ 車両の駐車方向を定めるとともに、待機場所でのアイドリングを禁止した。
- ◆ トラックに空気清浄装置を設置した。
- ◆ 配送所、事務所に喫煙対策機器を備えた喫煙コーナーを設置し空間分煙とした。

② 温熱条件

対策の方向

- 夏季において、暑さによる影響を緩和する設備等を設けること。
- 冬季において、暖をとることができる設備等を設けること。
- 雨、風等の場合は、防水・通気・保温性を兼ねた防水着の着用又は、シャッター等を設けること。
- 作業や運転者には、季節天候に応じた作業服等を支給すること。

改善事例

- ◆倉庫内事務所に冷暖房設備を設置した。
- ◆局所冷暖房設備を導入した。
- ◆風雨をよけるためホーム、倉庫出入り口にビニールシャッターを設けた。
- ◆作業員、運転者へ季節に応じた防水・通気・保温性を兼ねた作業衣を支給した。



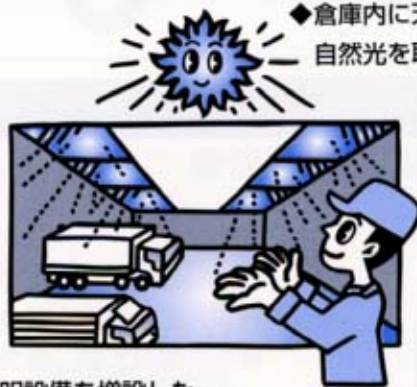
◆冬季に運転者に使い捨てカイロ、防寒衣、防寒手袋を支給した。

③ 視環境

対策の方法

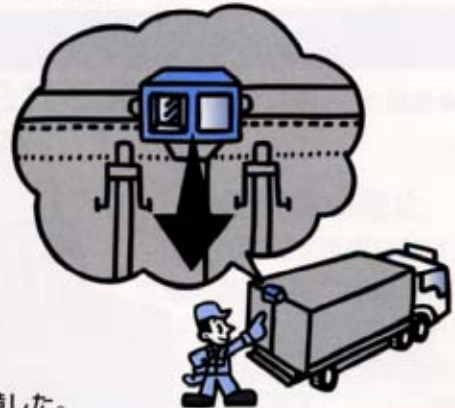
- 作業場所に適した照度を確保すること。
- 夜間作業時には、照明機器の増設等、照度を確保すること。
- 運転時の視野と明るさを確保すること。

改善事例



◆倉庫内に天窗を設置し、自然光を取り入れた。

◆トラック全車両にバックアイカメラを設置し、後方の視野を確保した。



- ◆照明設備を増設した。
- ◆トラックの前照灯を明るいものに改善した。
- ◆雨天、霧時等に視野を確保するためフォグランプを装備した。

④ 音環境

対策の方法

- 低騒音機械、騒音を発する機械に防音装置等を設置すること。
- 倉庫等に防音対策を講じること。
- 運搬時に荷から不快な音を生じないよう荷姿等を改良すること。
- 待機場所等での停車時には、エンジンを停止するよう努めること。

改善事例

- ◆電動フォークリフト、低騒音コンベヤーを導入した。
- ◆倉庫の壁面に吸音材を張り付けた。
- ◆得意先の協力を得て、荷姿にあった専用パッケージを開発した。
- ◆待機場所でのトラックのアイドリングを抑制した。

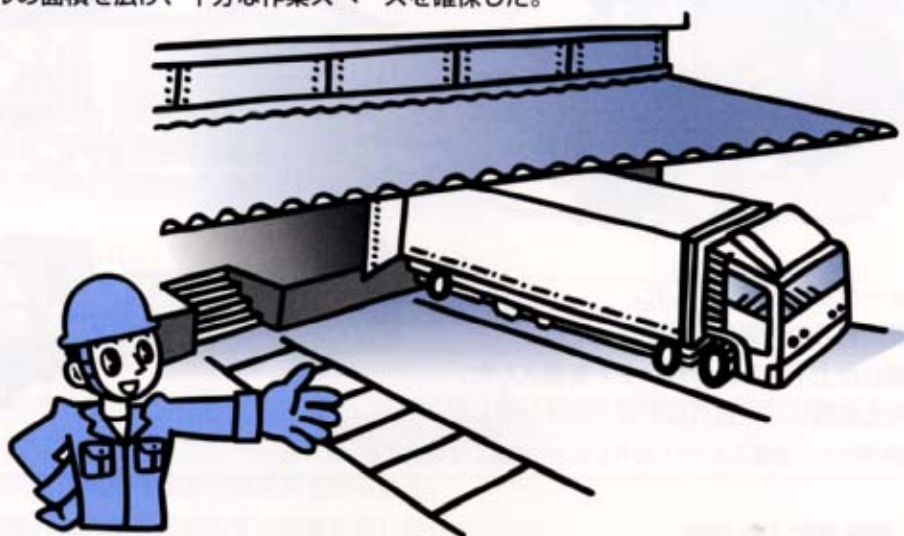
5 作業空間

対策の方法

- 車両と作業者の通路の区分、整理整頓の徹底等、作業空間の適切な確保を図ること。
- 車両は運転室が、適切な広さのものを導入するよう努めること。

改善事例

- ◆ターミナルの面積を広げ、十分な作業スペースを確保した。



- ◆車両通行道路、歩行者用通路、作業場所にラインを敷設し区分した。
- ◆整理整頓を励行し、不要品がある場合は除去して作業場所を確保した。
- ◆新たに導入する車両については適切な広さの運転室のものを採用した。

6 その他

対策の方法

- 駐車場等を確保すること。

改善事例

- ◆得意先の協力を得て、得意先構内での待機場所を確保した。



作業方法

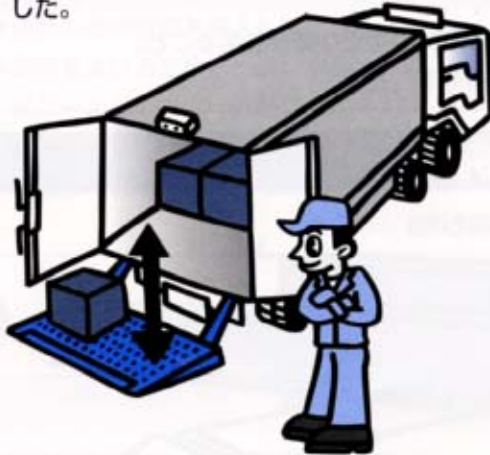
1 不良姿勢作業

対策の方法

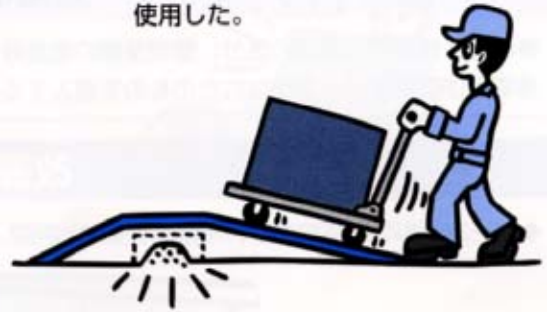
- 搬送装置の導入等機械化及び設備の改善により作業の負担を緩和すること。
- 荷物の持ち運びを容易にするため荷姿等を改善すること。
- 簡易運搬機器を導入すること等により、荷の運搬作業での負担を軽減すること。
- 荷台での作業においては、腰部に負担を感じないように荷台等を改善すること。

改善事例

- ◆テールゲートリフターをトラックに設置した。



- ◆台車運搬時にワンタッチ突起物覆いを使用した。



- ◆得意先の協力を得て、得意先所有のフォークリフトを使用できるようにした。



- ◆フォークリフトを採用した。
- ◆中腰姿勢での作業を減少させるため、作業台が上下するようなリフトを導入した。
- ◆荷主と協議し、一貫パレチゼーション化した。

*貨物を荷主から荷受人まで1つのパレットに積載して輸送するシステム

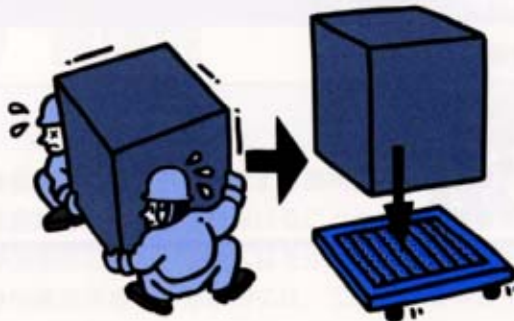
② 重筋作業

対策の方法

- 作業者の負担を軽減できるような作業の自動化・機械化を行うこと。
- 運搬機器を導入すること等により、運搬作業での筋力の負担を軽減すること。
- シートがけ作業を容易にするため、軽量シート等を導入すること。
- タイヤチェーンの脱着作業用ジャッキアップ機器は筋力の負担を軽減するように改善をすること。

改善事例

- ◆什器運搬にマジックシート付台車を導入した。



- ◆荷の仕分け作業に自動仕分装置を導入した。



- ◆荷の積み込み作業にフォークリフト、コンベヤーを導入した。
- ◆キャスター付パレットを導入した。
- ◆荷主と協議し一貫パレチゼーション化した。
- ◆得意先所有のコンベヤー、フォークリフト、クレーンを使用できるようにした。
- ◆シートがけ作業の負担を軽減するため、ジャバラシートを導入した。
- ◆トラック用エアジャッキを導入し、タイヤ交換等の作業を容易にした。

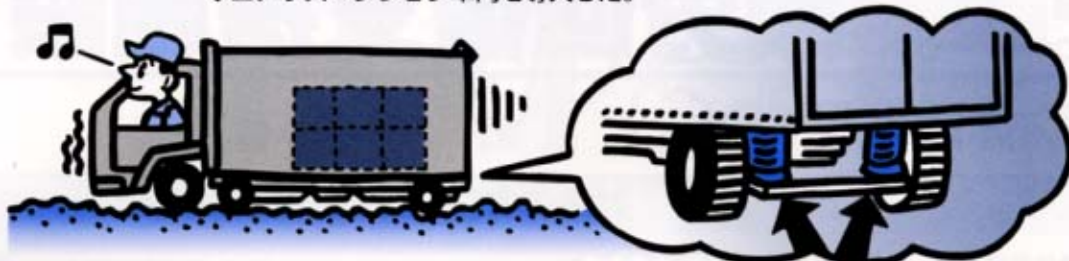
③ 車内の振動等

対策の方向

- 運転席の振動を緩和すること。

改善事例

◆エアサスペンション車両を導入した。



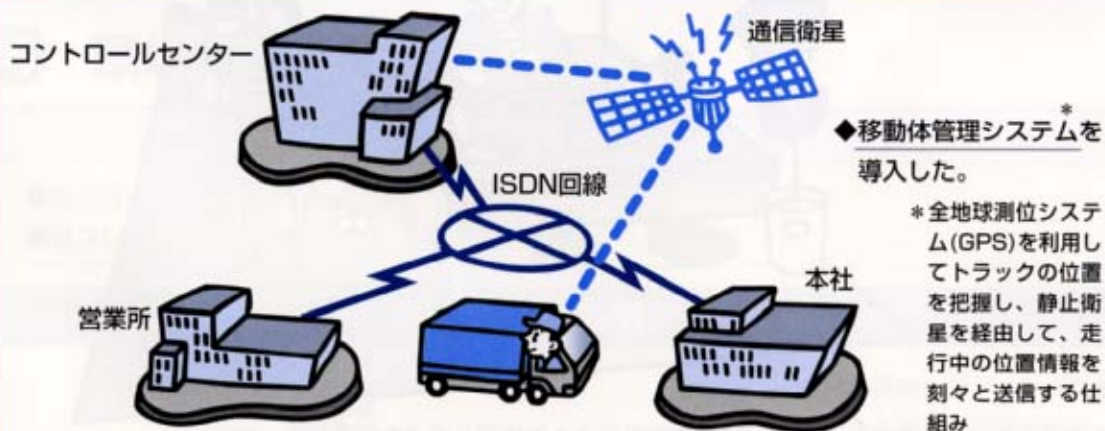
◆座席シートを改善した。

④ 緊張作業

対策の方法

- 高所作業時には、高所作業車等の活用を図ること。
- 連続する運転作業の緊張を緩和する措置を講じること。

改善事例



◆移動体管理システム^{*}を導入した。

^{*}全地球測位システム(GPS)を利用してトラックの位置を把握し、静止衛星を経由して、走行中の位置情報を刻々と送信する仕組み

- ◆高所作業車、移動昇降機を活用して、高所作業における緊張を緩和した。
- ◆十分な休憩時間を確保した運行計画を立てた。
- ◆カーナビゲーションシステムの導入により、常時道路情報を運転者に提供した。

⑤ 機械操作

対策の方法

- 機械等を導入する際は、操作レバーの位置、操作方法が同一のものを選択すること。
- 機械等について、操作のしやすい機械を導入すること。
- 計器類が見やすく、かつ、操作のしやすい車両を導入すること。

改善事例

- ◆移動式クレーンについて、操作レバーの位置、操作方法が同一のものを選択した。
- ◆操作のしやすい運搬機器等を導入した。
- ◆パワーステアリング車両を導入した。
- ◆コントロールパネル上で、メーター、スイッチ等を明示した。



疲労回復支援施設

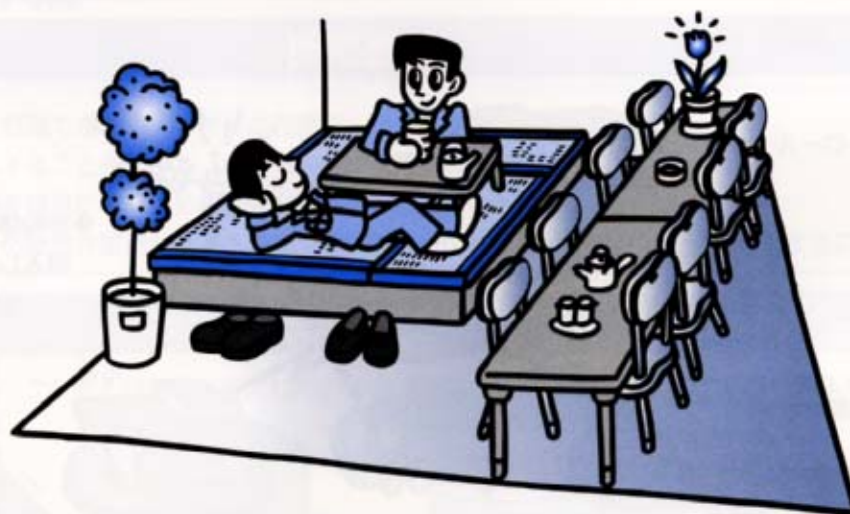
① 休憩室等

対策の方法

- 休憩室等は、作業場所の近くに設置すること。
- 休憩室等の広さは、同時に利用する作業者の数に応じた広さとする。
- 休憩室は、常時清潔に管理すること。
- 休憩室等は、臥床できる等疲労やストレスを効果的に癒すことができる配慮をすること。
- 得意先の協力を得る等により、休憩場所を確保すること。

改善事例

- ◆休憩室に畳の部分を設け、臥床できるようにした。



- ◆作業者が利用しやすいように、屋外作業場所近くに休憩ハウスを設置した。
- ◆得意先の協力を得て、得意先の休憩所、食堂等を利用できるようにした。
- ◆主要経路ごとに旅館等と契約し、運転者の利用を容易にした。
- ◆トラックステーション等の公共施設の配置図を配布し、利用を容易にした。
- ◆休憩室に冷暖房装置を取り付けた。

② 洗身施設

対策の方法

- シャワー室等洗身施設を確保すること。
- 洗身施設は、常時清潔に維持すること。

改善事例



◆作業者の数に応じたシャワー室を設置した。

③ 相談室等

対策の方法

- 職場における疲労やストレスに関し、相談に応ずることができる機会を確保すること。
- 相談に応じることができる専門家を確保すること。
- 相談に応じることができる外部機関と連携をとること。

改善事例

◆心理相談員を配置するとともに、健康診断機関に健康、保健等について相談及び指導にあたらせた。

④ 環境整備

対策の方法

- 敷地内に緑地等を整備すること。
- リフレッシュのための設備を整備すること。

改善事例



◆軽い運動やフィットネスが行える施設・場所を設置した。

◆事業場構内に緑地と花壇を設けた。

⑤ その他(仮眠室等)

対策の方法

- 夜間勤務者や長距離運転者の疲労を癒すことのできる仮眠室を整備すること。

改善事例

- ◆仮眠室を広げ、空調機器、遮音カーテン、遮光カーテンを取り付け、仮眠しやすくした。



4 職場生活支援施設

① 洗面所・更衣室等

対策の方法

- 洗面所及び更衣室を男女別に設置し、十分な数を確保すること。
- 洗面所、更衣室等は、常時清潔に維持し、プライバシーが保たれるようにすること。

改善事例

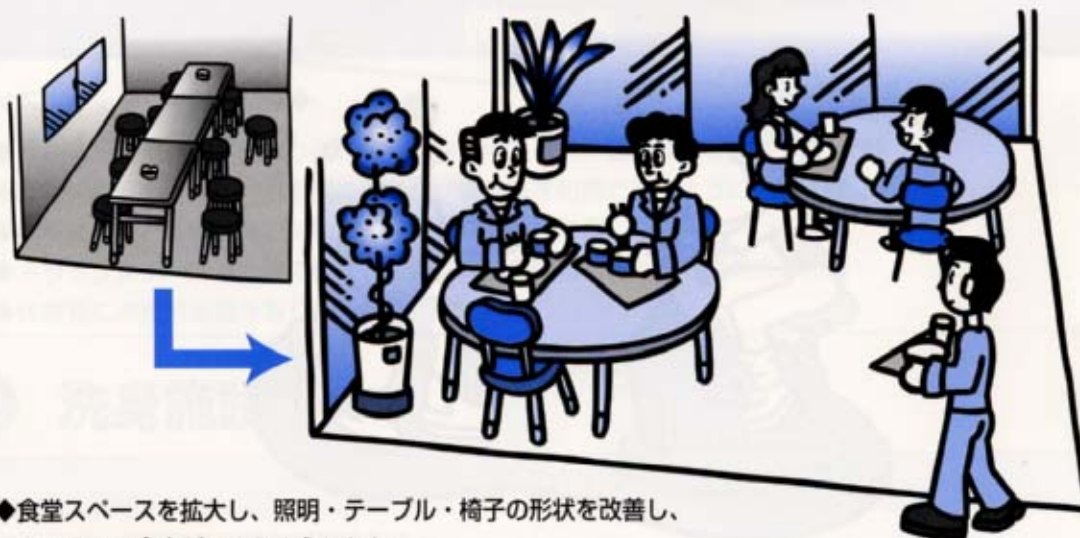
- ◆更衣室を増設し、また、女性用更衣室を設置した。

② 食堂等

対策の方法

- 食堂を設置すること。
- 食堂は、常時清潔に維持すること。

改善事例



- ◆食堂スペースを拡大し、照明・テーブル・椅子の形状を改善し、くつろいで食事ができるようにした。

③ 給湯設備・談話室等

対策の方法

- 作業場の近くに給湯設備、冷温水ポット等を設置すること。
- 談話室を設置すること。

改善事例

- ◆作業場の近くに給湯設備及び冷温水ポットを設置した。
- ◆談話室を設けた。



*以上の快適職場づくりの対策を進めるに当たって、次の事項を考慮しましょう。

継続的かつ計画的な取り組み

- ▼快適職場推進担当者の選任等、体制の整備をする。
- ▼快適な職場環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアルを整備する。
- ▼作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施する。

労働者の意見の反映

- ▼作業者の意見を反映する場を確保する。

個人差への配慮

- ▼温度や筋力等について個人差に配慮する。

潤いへの配慮

- ▼職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をする。

6. 快適職場推進計画の認定制度とは

快適職場推進計画の認定制度は、事業者が作成した快適職場推進計画が快適職場指針に照して適切なものであると認められるとき、これを都道府県労働基準局長が認定する制度です。

7. 快適職場推進計画の認定を受けるメリット

(1) 快適職場づくりに取り組んでいることの証となります

事業場が快適職場推進計画の認定を受けた場合には、その事業場が法令の基準を超えた高い安全衛生管理基準を目標に更に良好な職場環境づくりに努力していることを外に形として示すことができ、内外からの評価が得られます。

(2) 労働災害の防止へ寄与します

快適職場づくりを進めていくと、機械・設備についての不安全な状態が改善され、作業負担の軽減により作業者の不安全行動を少なくすることができ、その結果、労働災害発生の防止に寄与します。

(3) 労災特例メリット制度の適用があります

中小企業であって継続メリットを受ける事業場においては、労災特例メリット（従前の±40%を±45%に拡大）が適用されます。

(4) 表彰の対象になります

全国労働衛生週間の表彰制度（労働大臣、都道府県労働基準局長）の中に「快適職場づくり」部門が追加されました。

(5) 快適職場形成融資の道が開けます

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫から職場環境改善に必要な資金について長期、低利で融資を受けられる道が開けます。

(6) 職場改善機器の助成が受けられます

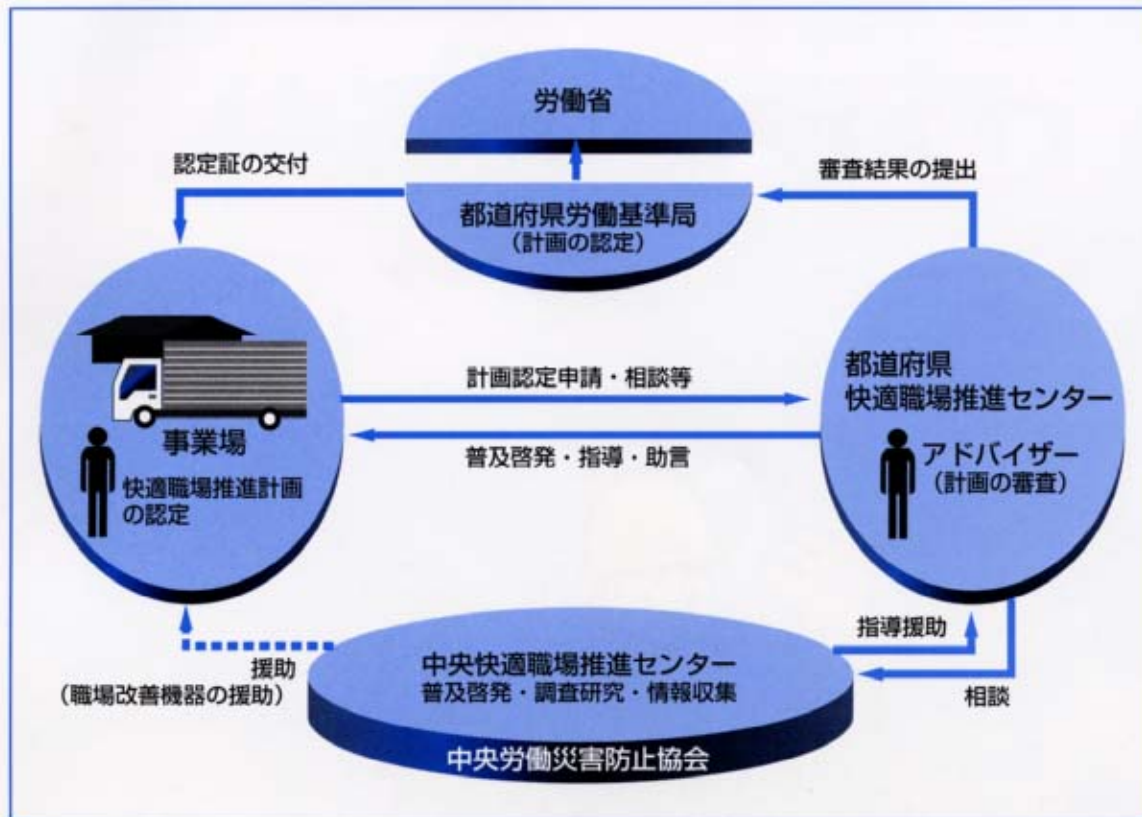
中小企業安全衛生活動促進事業助成制度において、都道府県労働基準局長の認定を受けている団体の構成事業場は、職場改善機器の購入に要する経費について、一定の範囲内で助成を受けることができます。

8. 快適職場推進計画の認定手続き

認定を受けようとする場合は、「快適職場推進計画認定申請書」を都道府県快適職場推進センターを經由して、都道府県労働基準局長に提出してください。

なお、計画の作り方や申請の方法等は、快適職場推進センターにご相談ください。

●快適職場推進認定のフローチャート●



【相談・問合せ先】 中央労働災害防止協会／中央快適職場推進センター ☎ 03-3452-6396

都道府県快適職場推進センターは、都道府県労働基準協会（連合会）内に設置されており、同センターの快適職場推進アドバイザーが皆様のご相談をお待ちしております。